

## 平成 31 年度子育て支援員養成事業業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、委託事業を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務内容

#### (1) 就職希望者（以下「訓練生」という。）の募集

受託者は、訓練生の募集を行うこと。なお、受託者は必要に応じ別途選考要件を定めることができるものとする。

ただし、訓練生は募集時点で次に掲げる者のいずれにも該当しない者とする。

ア 保育士（児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者）

イ 子育て支援員研修のうち基本研修並びに地域保育コース（選択科目：地域型保育）を既に修了している者

ウ 幼稚園教諭，小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状）を所持する者

エ 国又は地方自治体等で実施する，本事業とは別の補助事業若しくは貸付事業の対象とされている者

#### (2) 訓練生の県内の民間保育所等（以下「施設」という。）への紹介

ア 受託者は、訓練生の居住地と就業先候補施設の所在地等を勘案してマッチングを行い、各訓練生の就業先施設を選定すること。ただし、施設は以下に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 茨城県内に事業所を有すること。

(イ) 国及び地方自治体が設置するものでないこと。

(ウ) 施設類型が以下のいずれかに該当するものであること。

a 保育所（児童福祉法第 7 条）

b 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項）

c 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）を実施する事業所

d 事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）を実施する事業所

イ 受託者は、雇成型訓練期間終了後の就業先施設への継続雇用を目的とする事業趣旨等を訓練生及び就業先施設へ説明し、了承を得たうえで紹介を行うこと。

ウ 就業先施設の労働環境等に事業実施上の問題があり、改善が見込めないと判断される場合には、必要に応じて新たな就業先施設を選定するなどの措置を講じること。

エ 受託者は、訓練生及び施設に対して、必要に応じ事業の目的や保育業界の現状や課題等を説明する事業説明会等を開催することができるものとする。

### (3) 施設における雇用型訓練の実施

ア 受託者は、訓練生と就業先施設との合意を得て、順次、訓練生と就業先施設との雇用契約を締結させること。なお、雇用契約は下記ウに掲げる訓練生の雇用型訓練に準じたものとさせるとともに、就業先施設に対し次の取扱いを遵守させること。

(ア) 就業先施設が自ら定める諸規程に基づき雇用契約を締結すること。

(イ) 訓練生の雇用にあたっては、社会保険、雇用保険等に参加すること。

(ウ) 最低賃金法及び労働基準法等関係法令を遵守すること。

イ 受託者は、下記ウに掲げる訓練生の雇用型訓練業務について、受託者と各就業先施設との間で業務委託契約（再委託契約）を締結することによりこれを行うものとする。

ウ 就業先施設は、訓練生に対し、就業しながら県が別に実施する子育て支援員研修を受講させる雇用型訓練を実施すること。なお、就業先施設は訓練計画を策定し、訓練生が子育て支援員の認定を取得できるよう努めなければならない。

(ア) 雇用型訓練の実施期間は、訓練生1人につき、雇用契約締結日から6か月間を基本とすること。なお、あらかじめ設定した訓練の目標を達成するために、必要な技能等を着実に習得できる訓練計画と認められる場合はこの限りでない。

ただし、訓練生の就業先施設での業務と子育て支援員研修の受講を平成32年（2020年）3月31日までに終了させること。

(イ) 訓練生が従事する業務内容は、原則として、保育補助業務及び子育て支援員研修の受講とすること。ただし、訓練生及び就業先施設双方の合意がある場合は、上記業務のほかに業務内容を加えることができるものとする。

(ウ) 訓練生の勤務条件は以下のとおりとすること。

a 1週当たりの勤務時間は、20時間以上（子育て支援員研修の受講日を含む。）とすること。

b 1週当たりの勤務日並びに1日の勤務時間及び休憩時間は、就業先施設の勤務体制に合わせて決定すること。ただし、保育補助業務経験が少ないことを考慮した配置体制とし、訓練生は就業先施設における公定価格上必要な職員（加算上必要な職員を含む。）とは別に配置すること。

c 訓練生に対する雇用型訓練期間中の給与及び手当等は、就業先施設が自ら定める諸規程に基づき支払うこと。

(エ) 訓練生に受講させる子育て支援員研修は以下のとおりとすること。

a 基本研修

b 専門研修 地域保育コース（選択科目：地域型保育）

(オ) 就業先施設が定める訓練計画は、子育て支援員研修の受講に配慮して定めなければならない。

(カ) 受託者は、子育て支援員研修の実施を受託した団体と当該研修の受講申込等について連絡調整等を行い、訓練生が確実に受講できるよう配慮すること。

(4) 訓練生及び就業先施設への継続雇用に向けた取組み、フォローアップ

ア 受託者は、雇用型訓練期間終了後の継続雇用の際の求人条件について、雇用型訓練開始前に就業先施設から提示された条件を確認し、訓練生に対して情報提供すること。

イ 受託者は、雇用型訓練期間中における訓練生の円滑な就労のため、就業先施設との各種調整を行うこと。

また、訓練生の就労状況を適宜把握し、就業先施設における勤務体制及び業務内容が関係法令等を遵守したものであることを確認するほか、訓練生に対しメールや電話及び対面による相談等を実施すること。

ウ 受託者は、雇用型訓練期間終了後における就業先施設への継続雇用に向けて、必要に応じ基礎的な職業倫理等についての教育等の取組みを行うこと。

エ 受託者は、雇用型訓練期間終了後に就業先施設に就職（継続雇用）した者に対して、必要に応じ職場定着に資する取組みを行うこと。

オ やむを得ない事情により訓練生が子育て支援員研修の受講を開始したものの認定を未取得となる事態が生じた場合、受託者は雇用型訓練期間終了後の就業先施設への継続雇用に向け訓練生と就業先施設双方の合意が得られるよう必要に応じ配慮すること。

(5) アンケート調査（満足度調査）の実施

受託者は、事業効果や満足度等を分析するため、雇用型訓練期間の終了後、就業先施設及び訓練生へのアンケート調査を行うこと。調査内容は別途県と協議することとする。

(6) 本事業の周知

受託者は、本事業を訓練生及び施設等に周知するためのホームページ開設及びチラシ配布その他の周知広報を行うこと。

(7) その他効果的な事業実施に必要と判断される業務

### 3 委託業務の対象経費

2に掲げる業務を行うために必要であり、かつ通常業務との仕分けが可能な次の経費を、本委託業務の対象経費とする。

(1) 雇用型訓練業務再委託費（訓練生に係る人件費相当分）

・給与、通勤手当、社会保険料等の事業主負担

（ただし、人件費として月 165,000 円、旅費として月 10,000 円、福利厚生費として月 26,870 円に雇用型訓練を実施した月数を乗じた額を 1 人当たりの目安額とする。）

(2) 本事業に係る受託者の人件費

(3) その他、本事業を実施するために必要な経費（備品購入費を除く。）

（例）営業及び園への巡回旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雇用型訓練業務の再委託に係る振込手数料 等

#### 4 状況報告等

- (1) 受託者は、本委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。
- (2) 事業終了後、受託者は業務委託契約書第7条に定める業務完了報告書（様式第1号）と併せて委託料精算書（様式第2号）、支出額の内訳（様式第3号）、事業実施状況（様式第4号）、訓練実績報告書（個票）（様式第5号）、訓練生名簿（様式第6号）及びその他必要と認める書類を県へ提出すること。

#### 5 事業実施上の留意点

- (1) 本事業の成果目標は、以下のとおりとする。
  - ア 雇用型訓練を実施する訓練生数 40名  
ただし、委託料及び子育て支援員研修の受講定員の範囲内であれば追加での雇用型訓練は可能とする。
  - イ 就業先施設で継続雇用に結びついた就職者数は、訓練生の70%（28名）以上を目標とし、うち正規雇用割合は70%（20名）以上を目標とする。  
※正規雇用とは、パート及びアルバイトを除く常用のうち勤め先で正社員、正職員などと呼称される正規労働者
- (2) 本事業は、国の「地域創生人材育成事業」として実施するものであるため、業務委託契約書及び本仕様書に定めるもののほか、国が定める「地域創生人材育成事業実施要領」その他関係通知等に基づく要件を付するものであること。
- (3) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (4) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、個人情報保護に関する各種法令や労働基準法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (7) 事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。

## 6 その他

- (1) 業務の成果は，県に帰属する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき，又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度，県と協議してこれを定めるものとする。
- (3) 本事業にかかり生じた権利義務は，国の「地域創生人材育成事業」の平成 31 年度の事業継続が中止された場合には効力を失うものとする。